

(基本料金)

要介護の方

項目	1回20分につき	
	基本料金(介護保険)	1割負担
2割負担		¥616
3割負担		¥924

(加算料金)

要介護の方

加算料金(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
短期集中リハビリテーション実施加算	¥200	¥400	¥600	／日
退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合。				
リハビリテーションマネジメント加算(口)	¥213	¥426	¥639	／月
利用者ごとリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。				
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	¥270	¥540	¥810	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 (診療未実施減算)	¥-50	¥-100	¥-150	／20分
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、以下を要件とし、診療未実施減算を適用した上で訪問リハビリテーションを提供できる。(1)訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。(2)計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。(3)情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない。				
退院時共同指導加算	¥600	¥1,200	¥1,800	／回
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。				
移行支援加算	¥17	¥34	¥51	／日
評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、訪問リハビリテーション終了者に対して、当該指定訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。12を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。				
サービス提供体制強化加算(I)	¥6	¥12	¥18	／回
(I)指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。				
介護職員等処遇改善加算	「基本料金」に各種加算減算した総単位数に1.5%を乗じた額／月			

(その他の料金 介護保険外)

要介護・要支援の方 共通

- ☆ せんだの里からお住まいまでの直線距離が8キロメートルまで、かつ、福山市民の方については無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、下記の交通費が必要となります。

事業の実施地域を超えた地点から 片道 1キロメートルにつき 50円

☆ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止される場合は、次のキャンセル料を頂きます。ただし、利用者様の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合 … 無料

利用日の前日に連絡があった場合 … 利用料自己負担額の50%

利用日の前日までに連絡がなかった場合 … 利用料自己負担額の全額

☆ その他

サービスの実施に必要なお住まいの水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(基本料金)

要支援の方

項目	1回20分につき	
	基本料金(介護保険)	1割負担
2割負担		¥596
3割負担		¥894

要支援の方

加算料金(介護保険)	1割負担	2割負担	3割負担	単位
短期集中リハビリテーション実施加算	¥200	¥400	¥600	／日
退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に、集中的なリハビリテーションを行った場合。				
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 (診療未実施減算)	¥-50	¥-100	¥-150	／20分
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、以下を要件とし、診療未実施減算を適用した上で訪問リハビリテーションを提供できる。(1)訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。(2)計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。(3)情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。※入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適用しない。				
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	¥-30	¥-60	¥-90	／20分
利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準。 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等に情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーション提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。				
退院時共同指導加算	¥600	¥1,200	¥1,800	／回
病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥6	¥12	¥18	／20分
(Ⅰ)指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。				
介護職員等処遇改善加算				
「基本料金」に各種加算減算した総単位数に1.5%を乗じた額／月				

(その他の料金 介護保険外)

要介護・要支援の方 共通

- ☆ せんだの里からお住まいまでの直線距離が8キロメートルまで、かつ、福山市民の方については無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、下記の交通費が必要となります。
事業の実施地域を超えた地点から 片道 1キロメートルにつき 50円
- ☆ キャンセル料
利用者様の都合によりサービスを中止される場合は、次のキャンセル料を頂きます。
ただし、利用者様の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、不要です。
利用日の2日前までに連絡があった場合 … 無料
利用日の前日に連絡があった場合 … 利用料自己負担額の50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合 … 利用料自己負担額の全額
- ☆ その他
サービスの実施に必要なお住まいの水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。